

日本入国前結核健診の手引き

第1版(仮訳)
2020年1月

厚生労働省健康局結核感染症課

日本入国前結核健診の手引き 目次

第1章	中長期在留のための在留資格認定証明書 / 査証申請者に対する日本入国前結核健診の概要	3
第2章	健診医の役割	4
第3章	健診の流れ	5
第4章	健診への同意取得について	9
第5章	身元確認について	9
第6章	胸部レントゲン撮影	10
第7章	喀痰結核菌検査	11
第8章	健診結果後の流れ	12
第9章	「結核非発病証明書」の有効期間	14
資料 A	健診医療機関の運営体制	15
資料 B	胸部レントゲン撮影の手順	17
資料 C	胸部レントゲン写真の読影	18
資料 D	喀痰採取の手順	20
資料 E	同意書	22
資料 F	健診記録	25
資料 G	紹介状	26
資料 H	結核非発病証明書	27
資料 la	診断報告書	28
資料 lb	結核治療終了報告書	29

第1章 中長期在留のための在留資格認定証明書交付申請 / 査証申請者に対する日本入国前結核健診の概要

本手引きは、日本政府により承認された者が、出入国管理及び難民認定法の求める結核を発病していないことを示すための健診を行う上での技術的指導を提供することを目的とする。

本手引きに関する解釈についての問い合わせは、ウェブサイトを通じて行うことが可能である。この場合、胸部レントゲン画像や申請者が特定可能な情報については送付してはならない。

本手引きにおける「健診」とは、日本での中長期滞在のための在留資格認定証明書又は査証を申請する者(以下、「申請者」)の結核発病の有無について評価する過程を指すものである。

本手引きにおける健診の目的は、活動性結核を発病している疑いのある申請者を発見することである。さらに、この健診によって活動性結核が早期に診断されて、適切な治療を受けることにより、申請者本人の健康維持とともに当該国における結核対策の推進に寄与することも目的としている。

結核は、結核菌群に属する菌の感染によって起こる感染症である。結核菌の体内での活動性により、結核に関連する症状ないし兆候のある**活動性結核**と、結核菌感染が臨床的な症状ないし兆候を引き起こす前の**潜在性結核感染**とに大別される。本健診では、健診受診時において活動性結核を発病している者、すなわち、喀痰菌検査陽性の肺結核、気管・気管支結核、咽頭・喉頭結核を発病している者の発見を目的とする。本健診によって発見することを意図はしていないが、その他の活動性結核で、抗結核薬による治療が必要な結核を発病している者についても入国前に結核の治療が必要である。潜在性結核感染の発見は本健診の目的には含まない。活動性結核の発病を疑う基準の詳細については第3章に記載されている。

本健診は、入国後日本在留中に診断された結核患者数の多い国(中国、インドネシア、ミャンマー、ネパール、フィリピン、ベトナム)の国民で、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する3月を超える滞在をする中長期在留者(再入国許可を有する者、現在の居住地が対象国以外の国又は地域である者等を除く。)として我が国に入国・在留しようとする者を対象に実施される。また、日本政府は、日本への入国・在留を希望する前述以外の者にも、必要に応じて健診を求めることがある。

第2章 健診医の役割

申請者の健診は、日本政府によって指定された健診医療機関(以下、「健診医療機関」)に所属し、予め登録された健診を担当する医師(以下、「健診医」)によって実施される。健診医療機関は、登録された医師の変更があった場合、速やかに日本政府に届け出る。

健診医療機関及び健診医の運営上の体制は資料 A を参照すること。

健診医は、本手引きにもとづいて申請者の健診を行う。申請者に活動性結核の疑いがないことを確認した場合に、日本政府が指定した結核非発病証明書を発行する。活動性結核の疑いがある場合には、証明書は発行されず、健診医は問題を解決するために必要な処置をとる(第8章を参照)。

健診医は、申請者の身元確認を行い、全ての健診内容を把握し、結核非発病証明書を発行するか否かを決定するために、専門的見地から判断を下す責任がある。

健診医は、健診によって申請者が活動性結核であることが確認された場合、申請者が直ちに治療を受ける必要があることを伝え、申請者が治療に関する情報を受けられるように保証しなければならない。

健診医は、申請者の培養検査結果について検査機関から薬剤耐性との報告があった場合(第7章)には、このことを結核の治療を実施する医療機関に遅滞なく通告する。

当該国の法令あるいは公衆衛生上の規定として、活動性結核を診断した場合に、出身地の地域、地方あるいは国の関連当局への報告が求められる場合がある。その場合、健診医は当局へ報告を行った上で、その事実を健診医が所属する医療機関で記録しなければならない。

健診医が他の結核診療医療機関(以下、「結核診療医療機関」)に申請者を紹介した後に、申請者が活動性結核と診断された場合、健診医はその結核診療医療機関の担当医師に関連当局への報告を行うように要請する。

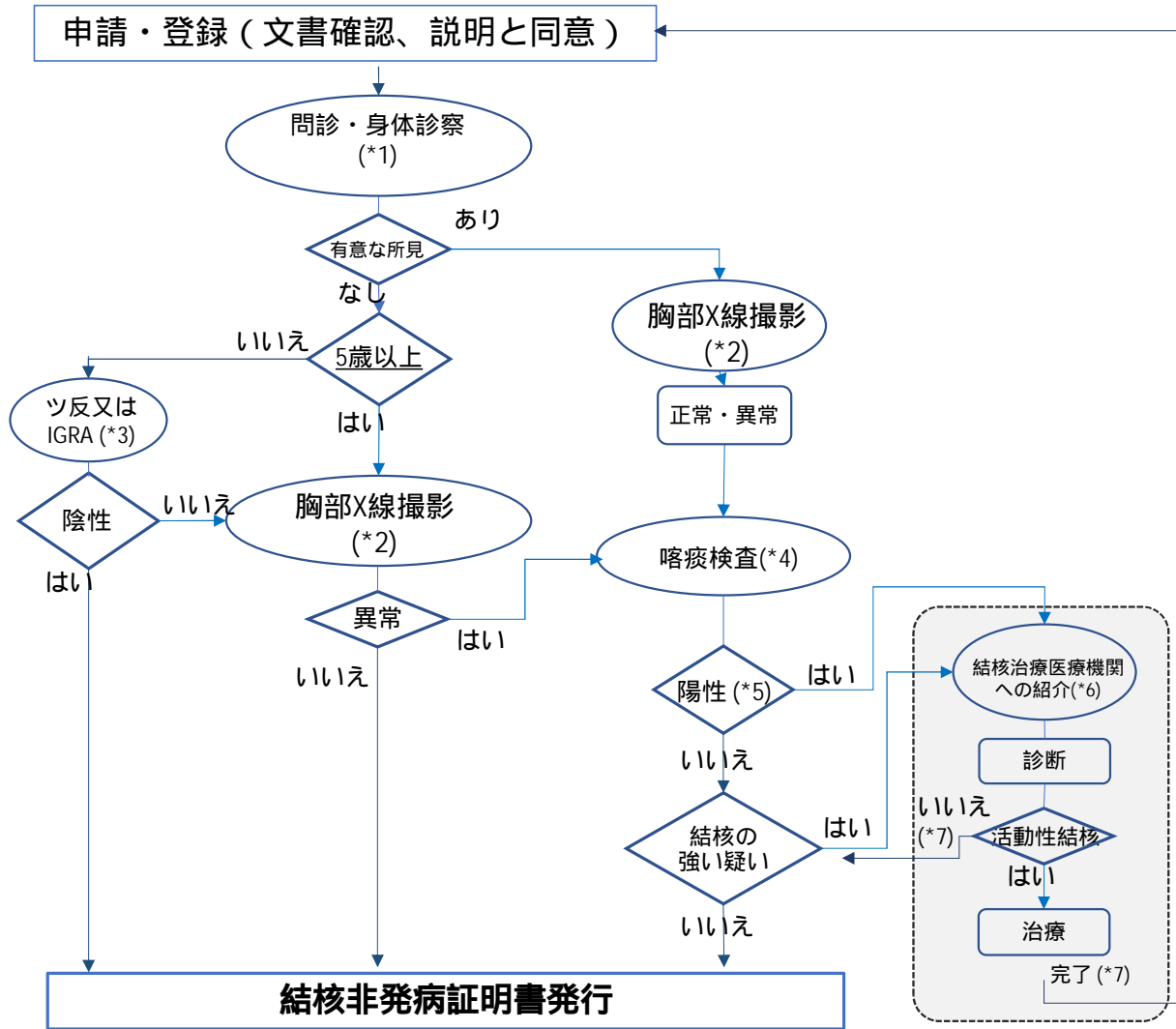
結核診療医療機関とは、WHO による結核診断・治療ガイドラインや当該国の結核診療ガイドライン等に基づき、品質が保証された検査試薬・機器や抗結核薬を使用して結核の診断及び治療を実施する医療機関を指す。

第3章 健診の流れ

1) 概要

- 健診医療機関は、申請者の受診希望に対して5日以内に受診日を決めること。
- 健診医は、全ての申請者に対して、健診前に、健診の目的や内容について必要に応じてリーフレット等を使いながら、十分に説明し、同意を得ること。
- 申請者は、同意書(第4章)の必要項目を全て埋めなければならない。
- 申請者が家族で渡航する場合、健診医は、可能な限り家族全員が同日に健診を受診できるよう配慮すること。
- 未成年()の申請者は、法的保護者同伴のもとで健診を受診すること。
未成年の定義は、健診や同意取得における責任が問われた場合の司法的判断を下す当該国の法律に則るものとする。
- 健診方法は、基本的に胸部レントゲン撮影とする。その他の検査(例:ツベルクリン反応検査(TST)、インターフェロン 遊離試験(IGRA))は、5歳以上の申請者に対しては、費用を申請者が負担する場合であっても、胸部レントゲン撮影の代用としては認めない。
- 健診の必要性の有無は、BCG接種歴によって左右されない。
- 問診・身体検査及び胸部レントゲン撮影の全てにおいて、活動性結核または陳旧性肺結核を疑う所見が認められなかった申請者に対しては、活動性結核は非発病であると診断し、結核非発病証明書を発行する。
- 問診・身体検査または胸部レントゲン撮影のいずれかにおいて、活動性結核または陳旧性肺結核を疑う所見が認められた全ての申請者は、喀痰検体(連続する営業日3日間の各日に採取した3検体)による結核菌検査(以下、「喀痰検査」)の対象とする。
- 喀痰検査から結核菌が検出された場合は、活動性結核と診断し、結核非発病証明書は発行しない。
- 健診医療機関は、結核患者の治療を実施する義務はないが、その治療を実施する場合には、当該国における結核対策指針及びWHO治療ガイドライン等に沿った結核治療を実施する。使用する抗結核薬は、WHOの推奨する品質保証を受けた薬剤を使用する。
- 健診医療機関が結核の治療を実施しない場合は、健診医は申請者を結核診療医療機関に紹介する。
- 喀痰検査から結核菌が検出されないが活動性結核の疑いが残る場合の対応については第8章を参照のこと。
- 健診の流れの全容については下図(入国前結核健診アルゴリズム)に示す。

【入国前結核健診アルゴリズム】



*1. 15歳未満の小児では、有意な呼吸状態（慢性呼吸器疾患、肺の手術歴等）についての診察を含めること。本文参照。

*2. 妊娠女性については本文参照。

*3. ツベルクリン反応とIGRAの両者が実施できない場合については本文参照。

*4. 喀痰塗抹検査はWHO推奨の核酸増幅検査（Xpert® MTB/RIF or TB-LAMP）で代替可能。

*5. 塗抹検査（またはWHO推奨の核酸増幅検査）と培養検査のいずれかの陽性。

*6. 結核診療医療機関：結核の診断・治療を実施する医療機関。

*7. 規定の様式による結核診療医療機関からの報告書が必要。

2) 健診対象者の区分と健診の内容

健診対象者には、成人(15歳以上)、妊婦、5～14歳の小児、5歳未満の小児の4つの区分がある。

【健診の一般的項目】

健診の一般的項目は、5歳未満の小児を除く全ての区分において適用される。ただし、妊婦及び小児については次項以降に示す注意点がある。記録様式は、資料Fを参照のこと。

- 問診
 - 症状の確認:咳、痰、血痰、体重減少、寝汗、結核既往歴等
結核既往歴がある場合、時期、治療内容、治療完遂の有無を確認し、非発病証明書に記載する。
 - 結核の既往歴、活動性肺結核患者との濃厚な接触歴の確認(胸部レントゲン撮影日から2ヶ月以内の、感染性の活動性肺結核患者との同居、または長期間(数日間以上)の住居、密閉された同じ空間、その他の囲まれた環境の共有)
濃厚な接触歴がある場合、申請者との関係、同居の有無、共有した閉鎖空間・環境の種別と期間を非発病証明書に記載する。
 - 免疫不全(HIV感染、慢性腎不全、悪性腫瘍等)及び免疫抑制剤の服用の有無。
- 身体検査
 - 胸部聴診(呼吸音)
 - 頸部の視診・触診(頸部リンパ節)
 - その他健診医が必要としたもの
- 胸部レントゲン撮影(5歳未満の小児を除く)
- 喀痰検査(問診、身体検査、胸部レントゲン撮影のいずれかにおいて活動性結核を疑う所見を認めた場合)

【妊婦における注意点】

妊娠中、特に妊娠初期における胸部レントゲン撮影の胎児への影響は小さいものの、一定のリスクが伴う。従って、妊娠初期における胸部レントゲン撮影は推奨しない。以下の2つの代替の選択肢がある。

- (1) 出産後まで健診(及び在留資格認定証明書交付申請/査証申請自体)を延期する。
- (2) プロテクターを装着しての胸部レントゲン撮影を行う。

いずれの場合にも、十分な説明・カウンセリングを実施したうえで同意を取得し、適切な形で記録に残す。

特例として、妊娠中の申請者が、今回の申請から過去3か月以内に、申請時の健診医療機関と同一の医療機関において胸部レントゲン撮影を受けていること、申請時点で結核を疑う症状がないこと、かつ過去2年以内に、活動性肺結核患者との濃厚な接触歴がないこと、のすべてを満たす場合に限り、過去3か月以内の胸部レントゲン撮影の結果で代用することができる。申請時の健診医療機関以外の医療機関で撮影された胸部レントゲン写真や健診に関わる検査結果は受け付けない。

【5歳未満の小児における注意点】

5歳未満の小児において、問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がある場合は、成人同様に胸部レントゲン撮影を行う。

5歳未満の小児において、問診・身体検査で活動性結核を疑う所見がない場合には、ツベルクリン反応(TST)またはインターフェロン 遊離試験(IGRA)を実施する。TSTの判定は、各国結核対策ガイドラインもしくは米国CDCによる判定基準に従う。IGRAの判定は製造会社記載の判定基準に従う。なお、判定保留または判定不能だった場合、及び、TST及びIGRAを実施しなかった場合は、陰性ではないものとみなす。ツベルクリン反応(TST)(またはインターフェロン 遊離試験(IGRA))が陰性である場合は、結核非発病証明書の発行を行う。それ以外の場合(TSTまたはIGRAが陰性ではなかった場合)は、胸部レントゲン撮影を行う。胸部レントゲン写真において、異常所見を認める場合には、成人同様に喀痰検査を実施する(第7章を参照)。胸部レントゲン写真において、異常陰影を認めない場合には、結核非発病証明書を発行する。

慢性呼吸器疾患、胸部への手術歴、チアノーゼ、呼吸不全などを有する者に対しては、医師が必要と認めた場合、胸部レントゲン写真の所見に関わらず喀痰検査を実施する。

なお、本健診の結果、潜在性結核感染症(Latent Tuberculosis Infection, 以下 LTBI)と診断された場合で、活動性結核が否定された場合は、健診医は結核非発病証明書の発行を行う。この場合健診医は、申請者がLTBIである旨を結核非発病証明書に記載するとともに、申請人の保護者に、日本入国前に結核診療医療機関を受診するか、日本入国後すみやかに保健所と相談するように勧める。

【5～14歳の小児における注意点】

5～14歳の小児に対しては健診の一般的項目を実施する。

ただし、慢性呼吸器疾患、胸部への手術歴、チアノーゼ、呼吸不全を有する者に対しては、医師が必要と認めた場合は胸部レントゲン写真の所見に関わらず喀痰検査を実施する。

3) 喀痰検査

喀痰検体の結核菌検査(以下、喀痰検査)は、塗抹鏡検又は遺伝子検査(Xpert[®] MTB または TB-LAMP 等の WHO が推奨する結核菌核酸増幅試験。以下、「WHO 推奨 NAATs」という。)、及び培養検査を行う(第7章を参照)。

胸部レントゲン撮影において、活動性結核または陈旧性結核の疑いのある所見が認められた場合は、喀痰検査の対象とする。また、活動性結核を疑う症状を有する者は、胸部レントゲン写真の所見に関わらず喀痰検査の対象とする。

申請者は喀痰検査のために、健診医療機関または健診医療機関が指定する検査機関において、連続する営業日3日間の各日に採取した喀痰3検体を提出する。

喀痰検体の採取が困難な場合の対応については第7章を参照のこと。

第4章 健診への同意取得について

- 健診医は、申請者への同意書内容の説明を健診医療機関職員に行わせることができるが、同意書内容の説明とその取得の責任は、健診医にある。
- 申請者は、受診手続きがなされた後、健診を開始する前に、理解可能な言語において説明を受け、その上で同意書(資料 E)を完成させること。同意書への署名がなされ完成するまでは、健診は開始しない。
- 同意を取得する際に申請者に提供すべき情報には、健診の目的、内容、健診を受診することの利益と不利益(重大なリスク等)を含むこと。
- 健診医または説明者は、申請者に対して、健診に関する疑問点・不安点を解消するための質問をする十分な時間を与えること。
- 健診医または説明者は、申請者に対して、同意書に署名をした後でも同意を取り下げる権利があることを説明すること。
- 健診医または説明者は、申請者に対して、申請者が健診医の指示する検査等に応じない場合には、結核非発病証明書の発行ができず在留資格認定証明書交付申請及び査証申請に支障を来すことを説明すること。
- 健診医または説明者は、健診の過程で収集されたあらゆる健診結果及び健診に伴う個人情報、日本政府に共有されうることについて申請者が理解・了承していることを確認すること。
- 健診医または説明者は、申請者が未成年である場合には、法的保護者による代筆を認める。
- 申請者が身体的な理由から直筆による署名が困難な場合には、健診医が同意書を作成し、第三者の立会人に立ち会いを依頼し、申請者が口頭またはその他の方法で同意したことの確認を得ること。
-
- 健診医は、同意書を健診開始日(胸部レントゲン撮影日)から最低3年間保管し、日本政府から要請された場合には提出すること。

第5章 身元確認について

- 申請者の身元確認の責任は、最終的に結核非発病証明書の記載に間違いが無いことを証明する健診医にある。
- 受付、問診、身体検査、胸部レントゲン撮影、喀痰採取、結核非発病証明書の発行、治療のための医療機関への紹介の各段階で、健診医又は健診医が指名した職員が申請者の身元確認を行うこと。
- 身元確認の際には、必ずパスポートの提示を求め、パスポートの写真、生年月日、署名(筆跡)等から、信ぴょう性を確認すること。申請者がパスポートを所持していない場合に限り、当該国の公的機関から発給された有効な身分証明書等で代用可とする。
- 身元特定に疑念がある場合、健診医は、申請者に対して、身分証明のための追加の書類の提出を求め、記録に残すこと。健診医は、身元確認に関する疑念が解消されるまで

は、結核非発病証明書の発行は行わない。

第6章 胸部レントゲン撮影

- 胸部レントゲン撮影は、健診医療機関において、申請者の受診時、問診及び身体検査を受けた同日中に撮影すること。
- 15歳以上の申請者は全員、胸部正面、後前方向(PA)による胸部レントゲン写真を、15歳未満ではPAに側面写真(右左方向)を追加して撮影する(詳細は資料Bを参照)。
- 胸部レントゲン写真はデジタル撮影し、画像データをデジタル管理すること。
- 胸部レントゲン写真は、健診医療機関が登録する放射線科医による読影と健診医による再読影が必要。
- 胸部レントゲン写真を読影する放射線科医は、読影所見の詳細を記録し、何らかの所見が存在する場合は、結核によるものかそれ以外の疾患が考えられるのか記載する(詳細は資料Cを参照)。
- 胸部レントゲン写真が読影するのに十分な画質ではないと判断された場合には、再撮影する。そのため、申請者は、放射線科医が画質及び撮影アングル上、追加撮影は不要と判断するまで、健診医療機関を離れてはならない。放射線科医は必要に応じて、追加費用なしで、異なるアングルによる胸部レントゲン撮影を求めることができる。
- 胸部レントゲン写真の読影結果を記載した書類には、申請者名、生年月日、パスポート番号、撮影日、読影日、読影した放射線科医及び健診医の名等を正確に記載する。
- 以前に撮影された胸部レントゲン写真がある場合には、放射線科医は、今回撮影された胸部レントゲン写真と比較読影する。
- 胸部レントゲン写真で、活動性肺結核または陳旧性肺結核を疑う所見(資料C胸部レントゲン写真読影結果の記載における所見3.1~4.9のいずれか一つ以上)を認めず、且つ、問診・身体検査で活動性結核の所見を認めない場合は、健診医は結核非発病証明書を発行する。
- 胸部レントゲン写真で、活動性肺結核または陳旧性肺結核を疑う所見(資料C胸部レントゲン写真読影結果の記載における所見3.1~4.9のいずれか一つ以上)を認められた場合、健診医は結核非発病証明書を発行せず、喀痰検査の実施を指示する(詳細は資料C及びDを参照)。
- 健診医が、胸部レントゲン写真で認められた異常陰影から、活動性肺結核または陳旧性肺結核以外の呼吸器疾患(悪性腫瘍等)を疑う場合は、医師としての診療義務を考慮し、申請者への説明や申請者を適切な医療機関に紹介するなどの対応を行い、健診の過程を一時保留とする。ただしこの場合であっても、症状または胸部レントゲン写真において、活動性結核または陳旧性肺結核を疑う所見に該当する所見を認める場合は、喀痰検査の実施を指示する。
- 健診医は、他疾患の診療結果が判明後に健診の過程を再開する場合は以下の事項

について記録しておく。

- (1) 胸部レントゲン写真上の所見から疑った結核以外の診断名、
- (2) 診療の結果として判明した診断名、治療が行われた場合はその内容、
- (3) 喀痰抗酸菌検査実施の有無、実施した場合はその結果。

第7章 喀痰結核菌検査

- 活動性結核診断のための検査は、健診医療機関内に設置された検査室又は健診医療機関が登録した検査機関(以下、「検査機関」)において実施する。
- 活動性結核診断のための喀痰検査は、原則、連続する営業日3日間の各日に採取された3検体(早朝採取)を対象に実施する。
- 喀痰検査を実施した申請者に対しては、3検体の培養検査結果がすべて陰性であることを確認後、結核非発病証明書を発行する。
- 喀痰検査を実施した申請者において、塗抹検査(またはWHO推奨NAATs)または培養検査の結果に陽性を認めた場合は、健診の過程を中止し、速やかに結核の治療を開始するか、結核診療医療機関に紹介する。

1) 喀痰の採取について

- 健診医は、健診医療機関または検査機関において対象者から喀痰を採取する。それ以外の場所(対象者の自宅等)で採取された喀痰は検体としては認めない。
- 健診医が当該手続きを看護師や他の職人に行わせる場合、健診医がその過程において責任を負う。
- 健診医療機関において採取された喀痰は、安全に、すみやかに、かつ適切に(高温にさらされないように)検査機関に運搬する。申請者自身が喀痰を検査機関に運搬してはならない。採取された喀痰が1時間以内に検査機関に運搬されない場合には、喀痰を冷蔵保存する(冷凍はしない)。喀痰が検査機関に搬入された後、1日以内に必要な検査を開始する。
- 喀痰の採取は、胸部レントゲン写真撮影後7日以内に開始し、開始できなかった場合、健診医は健診を中止する。
- 喀痰の提出が必要な申請者が、喀痰を排出することが困難な場合、高張食塩水による誘発喀痰の採取や早朝空腹時胃液の採取等の方法を試みる。
- 喀痰の提出が必要な申請者が喀痰を提出できない場合、活動性結核の非発病を示せないため、結核非発病証明書は発行されない。
- その他の詳細は資料Dを参照すること。

2) 喀痰検査の手順

- 検査機関は、提出された全ての喀痰検体に対して、抗酸菌塗抹検査(蛍光法またはチール・ニールゼン法による)を実施する。抗酸菌塗抹検査は、当該国の結核対策ガイドラインに基づいて、WHO推奨NAATsで代替することができる。ただし、WHO推奨NAATsは、培養検査の代替とすることはできない。
- 検査機関は、提出された全ての喀痰検体に対して、抗酸菌培養検査(液体培地または固形培地による)及び結核菌同定検査(最低限でも結核菌群同定レベルまで)を実施する。
- 検査機関は、より早期に陽性と判明した場合を除いて、液体培地では6週間、固形培地

では8週間培養検査を行う。培養検査の結果が判明した場合、すみやかにその結果を健診医に連絡する。

- 培養検査で陽性となった菌が結核菌と判明した場合は、WHO ガイドラインに基づいた抗結核薬剤感受性試験を実施する。抗結核薬のいずれかに耐性を有することが判明した場合には、すみやかにその旨を健診医に連絡し、健診医は、すみやかに結核診療医療機関の担当医師に連絡する(第8章を参照)。
- 培養検査の結果が判定不能(一般細菌汚染など)であった場合や、喀痰塗抹検査又はWHO 推奨 NAATs の結果と培養結果が一致しない場合については、第8章を参照すること。

第8章 健診結果後の流れ

- 問診や身体検査において活動性結核を疑う症状を認めず、胸部レントゲン写真で活動性または陳旧性の肺結核を疑う所見がなかった申請者は、健診医療機関が発行した結核非発病証明書を受け取り、中長期在留のための在留資格認定証明書 / 査証申請を行うことが可能である。
- 申請者が健診を拒否した場合には、結核非発病証明書は発行されない。
- 喀痰検査後に結核非発病証明書を発行する場合には、すべての喀痰検査の結果について記載されなければならない。日本政府は、必要に応じて他の事項についても、報告を求める場合がある。
- 問診、身体検査、胸部レントゲン写真及び喀痰検査等によって、活動性結核と診断された申請者には、結核非発病証明書は発行されない。健診医は、申請者がすみやかに結核治療を受ける必要があることについて、よく理解できるように十分に説明した上で、健診医療機関で結核治療を開始するか、結核診療医療機関へ紹介する(資料 G)。
- 喀痰検査を実施した3検体すべてにおいて培養検査の結果が判定不能(一般細菌による汚染など)であった場合は、喀痰3検体を再度採取、提出させ、検査を行うこと。ただし、この場合に申請者に追加の費用を課してはならない。
- 問診・身体検査又は胸部レントゲン写真によって活動性結核が疑われるにもかかわらず、喀痰検査が全て陰性の場合、健診医は、必要な説明を行った上で結核診療医療機関への紹介状を作成し(資料 G)、申請者に渡す。この場合、結核非発病証明書の発行はせず、健診の過程は一時保留とする。健診医療機関は、結核診療医療機関から活動性結核ではないとの診療結果情報を診断報告書(資料 la)によって授受した場合は、健診の過程を再開することができる。

[健診医療機関において結核治療を実施する場合]

- 活動性結核と診断された申請者が、健診医療機関で結核治療を受けることに同意した場合、健診医療機関は、WHO 治療ガイドライン、当該国の結核治療ガイドライン等に基づいて、品質が保証された抗結核薬を使用して治療を行う。
- 活動性結核と診断された申請者が、健診医療機関での結核治療を完了した時には、治療を実施した健診医療機関の健診医が結核治療終了報告書(資料 lb)を作成する。
- 申請者は、以前の健診受診日から6ヶ月後以降であれば、初回申請時と同一の健診医療機関において、健診手続きを再開できる。健診の再受診の手続きは、初回申請時と同じであり、必要な費用負担は申請者が行う(予め定められた料金)。以前に受診した健診医療機関が既に健診を実施していない場合には、申請者は、他の健診医療機関を受診することが出来る。

- 健診医は、結核治療終了報告書(資料 1b)の内容を確認した上で(喀痰培養検査が少なくとも2回(治療終了時とその前)の陰性結果を含む)、再度健診を実施する。
- 問診・身体検査及び前回撮影された胸部レントゲン写真と再申請時に撮影されたものと比較読影(放射線医及び健診医が行う)により、申請者が活動性結核を発病していないと判断した場合は、健診医は結核非発病証明書を発行することができる。判断できない場合は、喀痰検査(第7章を参照)を再度実施する。

[健診医療機関以外の結核診療医療機関において結核治療を実施する場合]

- 活動性結核と診断された申請者が、健診医療機関以外の結核診療医療機関で結核治療を受けることに同意した場合、健診医療機関は、結核診療医療機関に宛てた紹介状を作成し(資料 G)、申請者に渡す。
- 健診医は、結核診療医療機関が、WHO 治療ガイドライン、当該国の結核治療ガイドライン等に基づいて、品質が保証された抗結核薬を使用して治療を行っていることを確認する。
- 健診医は、培養検査及び抗結核薬剤感受性試験の結果が判明した後すみやかに、紹介先の結核診療医療機関にその結果を連絡する。
- 健診医は、結核診療医療機関が活動性結核と診断した場合には、すみやかに健診医に宛てた診断報告書を作成し(資料 1a)、健診医に知らせるように要請する。
- 健診医または結核診療医療機関が、その地域または国の結核対策関連機関に各国の結核対策ガイドラインに沿って、活動性結核患者としての届け出を行う。
- 健診医は、紹介した結核診療医療機関に対して、活動性結核と診断された申請者が、結核治療医療機関での結核治療を完了した時には、治療を実施した健診医療機関の健診医が結核治療終了報告書(資料 1b)を作成して、健診医に送付するように要請する。
- 申請者は、以前の健診受診日から6ヶ月後以降であれば、初回申請時と同一の健診医療機関において、健診手続きを再開できる。健診の再受診の手続きは、初回申請時と同じであり、必要な費用負担は申請者が行う(予め定められた料金)。以前に受診した健診医療機関が既に結核健診を実施していない場合には、申請者は、他の健診医療機関を受診することが出来る。
- 健診医は、結核治療終了報告書の内容を確認した上で(喀痰培養検査少なくとも2回(治療終了時とその前)の陰性結果を含む)、再度健診を実施する。
- 問診・身体検査及び前回撮影された胸部レントゲン写真と再申請時に撮影されたものと比較読影(放射線医及び健診医が行う)により、申請者が活動性結核を発病していないと判断した場合は、健診医は結核非発病証明書を発行することができる。判断できない場合は、喀痰検査(第7章を参照)を再度実施する。

第9章 結核非発病証明書の有効期間

- 本証明書は、胸部レントゲン撮影の実施日より180日間有効とする。
- 申請者が活動性結核ではないと判断された場合において、次の条件に合致する者に発行する結核非発病証明書の有効期間は180日間ではなく90日間有効とする。
 - 申請者と同居している家族内に、胸部レントゲン撮影日から遡って2ヵ月以内に感染性の活動性肺結核と診断された者がいる場合
 - 胸部レントゲン撮影日から2ヵ月以内に感染性の活動性肺結核と診断された者と、住居、密閉された同じ空間、またはその他の囲まれた環境を長期間(数日間以上)共有していた者

謝辞

この手引きは、英国公衆衛生庁の”UK Tuberculosis Technical Instructions (UKTBTI), September 2013, Version 6”及び”UKTBTI, March 2019, Version 7”を参考にして日本政府が作成したものである。作成にあたっては、国際移住機関(International Organization for Migration, IOM)からの助言も参考にした。

資料 A 健診医療機関の運営体制

- 入国前結核の実施機関となることを希望する医療機関は、日本政府から健診医療機関としての指定を受けることが必要である。これに際して、健診を担当する医師(以下、健診医)、胸部レントゲン写真を読影する放射線科医師(以下、放射線科医)、結核菌検査機関(以下、検査機関)を日本政府に登録すること。日本政府から健診医療機関としての指定を受けるに際して必要な情報及び様式については別途定める。登録内容を変更・更新する場合には、日本政府にすみやかに届け出る。
- 健診医療機関が登録する健診医は、当該国の法律に基づき有効な医師免許を有し、結核の診断に十分な経験を有していること(5年以上従事していることが望ましい)。
- 健診医療機関が登録する放射線科医は、当該国の法律に基づき、有効な医師免許を有し、胸部レントゲン写真の読影についての十分な経験を有していること。
- 放射線技師及び臨床検査技師は、当該国の法律に基づき、有効な資格を有し、各胸部レントゲン写真撮影及び臨床検査についての十分な経験を有していること。
- 健診医療機関が登録する結核菌検査機関は、日本政府の承認した外部精度保証を受審していること。
- 結核診療医療機関は、WHOによる結核の診断及び治療ガイドラインや当該国の結核の診断及び診療ガイドライン等に基づき、品質が保証された検査試薬・機器や抗結核薬を使用して結核の診断及び治療を実施する医療機関であること。
- 健診医は、当該国における服務規程を遵守すること。
- 健診医は、健診医以外が実施する内容(例;菌検査)も含めて、申請者の身元確認及び入国前結核健診の全ての過程において責任を負うこと。
- 健診医療機関は、発行した全ての証明書の一覧表を週1回以上、及び、入国前結核健診の実績概要の報告書を年に2回提出すること(様式は別途定める)。また、求められた際には監査に協力し、日本政府またはそれに代わり監査を行う機関に対して入国前結核健診の評価やモニタリングに必要な情報(例;診察記録、胸部レントゲン写真、検査結果等)、入国後に申請者に連絡を取るために必要な情報(パスポートや身分証明書の番号等)を提出すること。
- 健診医療機関は、健診実施日から3年間は胸部レントゲン写真の電子情報、診察記録、同意書、検査結果、要治療者の紹介状、治療の詳細と結果を保管し、日本政府また関係当局に求められた際には提出すること。
- 申請者が健診医療機関に対して、胸部レントゲン写真、画像診断報告書、診察記録のコピー及び紹介状の提供を要求した場合、健診医療機関は予め設定した料金を徴収した上で、申請者に提供すること(添付G)。
- 健診医は、入国前結核健診を実施するにあたり、自らの責任において最新版の「日本入国前結核健診の手引き」を遵守すること。
- 日本政府又は日本政府からの委託を受けた者は入国前結核健診を実施する健診医療機関及び登録された検査機関や結核診療医療機関に対して、提出された健診情報の審査や、訪問による健診の過程の監査を行い、評価することができる。日本政府は監

査および評価の結果に基づいて健診医療機関に対する指導を行い、必要と判断した場合には、登録された健診医・放射線科医・放射線技師・臨床検査技師・検査機関等を削除することを求めることができる。さらに、日本政府は、監査および評価の結果に基づいて、健診医療機関の指定を取り消すことができる。

費用について

- 申請者は入国前結核健診に関わる費用(問診、身体検査、胸部レントゲン撮影、喀痰検査、結核非発病証明書の発行手数料を含むが、それらに限られない)を負担する。
- 申請者の上記自己負担内容に、結核診療医療機関における活動性結核の治療費は含まれない。
- 同一健診医療機関において申請者が負担する入国前結核健診の料金は、申請者の年齢カテゴリー別(5歳未満、5～14歳、15歳以上)に設定し、全ての申請者に対して、実施する検査項目に関わらず同額であること。
- 申請者が健診医療機関に対して胸部レントゲン写真の電子情報、画像診断報告書や診察記録等のコピー及び紹介状の提供を要求した場合に提供する料金は、予め定めておくこと。
- 入国前結核健診に関わる諸料金は、当該国の同様の診察・検査や情報提供にかかる料金と同等であること。
- 入国前結核健診に関わる諸料金は、日本政府に通知し、受診しようとする者が知ることができるように、健診医療機関の受診窓口やウェブサイト等に公示すること。また費用に変更があった場合も直ちに通知すること。同一国内の健診医療機関において費用の差が大きいと日本政府が判断した場合は、是正を求めることがある。

資料 B 胸部レントゲン撮影の手順

1 撮影法

- 胸部正面、後前方向(PA)による胸部レントゲン撮影は、写真が被写体の第1～第4胸椎を肋骨と共に明確に認め、残りの椎骨は、心陰影の後ろに明確に認められる条件で実施する(レントゲン線の透過が過度または過小にならないように撮影条件を調節する)。
- 最大吸気時に撮影し、肋骨横隔膜角が写真に含まれ、左右両肺尖部がはっきりと撮影される様にする。また、被写体が斜めになったり、肩甲骨が肺野に重なったりしないように姿勢を調節する。
- レントゲン線発生器からフィルムまでの距離は140～200cmに設定する。
- 被写体以外のものが写真に含まれないように注意する。

2 他の撮影条件

- 肺尖部撮影や側臥位撮影等を必要に応じて追加する。
- 15歳未満の小児には、後前方向(PA)撮影に追加して側面(右左方向)撮影を行う。

3 被曝の危険軽減措置

- 鉛レントゲン線防護衣を適切に使用させる。
- 適切なレントゲン線照射範囲に絞る。
- 不要なレントゲン写真の再撮影を避ける。

4 胸部レントゲン写真の識別情報

- 胸部レントゲン写真の識別情報(撮影日(西暦)、氏名、健診医療機関名等)が写真画像データに添付されるようにする。

5 女性への配慮

- 健診医は、全ての妊娠の可能性のある女性に対しては、具体的なレントゲン線被曝防御法が実施されている旨説明するとともに、不要な被曝を避けるように努める。妊婦における注意点については第3章「2) 健診対象者の区分と健診の内容」の項を参照のこと。

6 小児への配慮

- 小児への被曝は最小限となるように努め、照射野の大きさは胸部のみを含む大きさとし、放射線防護衣を適切に着用させる。

7 その他の留意点

- 放射線防護衣は適切に使用する。
- 申請者のプライバシー保護に努める。
- 貴重品の紛失がないように、持ち物の適切な管理がなされるように整備する。
- 胸部レントゲン写真はデジタル撮影し、画像データをデジタル管理する。

資料 C 胸部レントゲン写真の読影

1 胸部レントゲン写真の性状確認

- 胸部レントゲン写真の識別情報(名前、撮影日、左右マーカ等)が正しく表示されていることを確認する。
- 正面・後前方向(PA)撮影で、肺野と陰影が重なる部位(心陰影部、肺尖部、肋骨横隔膜角部、肺門部、気管周囲、横隔膜下等)の読影について、特に注意する。
- 下肺野における腫瘍陰影は、乳頭との鑑別が困難なことがある。そのような場合には、乳頭マーカを利用して再撮影するとよい。
- 放射線科医は、胸部レントゲン写真で何らかの異常陰影を認めた場合には、その異常所見に関する可能な解釈と何らかの疾患の可能性について記載し、追加して実施すべき事についても記載する。
- 放射線科医は、活動性の結核を疑う所見等の重要な所見を認めた場合には、すみやかにその旨を健診医に連絡する。

2 胸部レントゲン写真を読影する放射線科医に求められる事項

- 胸部レントゲン写真を読影する放射線科医は、日付、検査場所、氏名、読影所見、追加して必要と考えられる検査等について、放射線科医の名前とともに正確に除去不能な方法で記載または印字する。
- デジタル画像で読影の際は、高解像度画像診断用モニタ(3MP以上)を使用すること。
- 放射線科医は、健診医療機関における放射線撮影業務に関する精度の維持に責任を持つ。
- 健診医療機関における放射線撮影業務の精度評価として、日本政府または日本政府による委託を受けた者による審査又は監査が実施され、期待される制度の維持が困難と判断される場合には、該当放射線科医の登録を取り消す場合もある。

3 胸部レントゲン写真の読影結果の記載

- 放射線科医師は、以下に示された異常所見を認めた場合、該当する番号を記載する。

重要性が低い所見

1.1 単純線維化所見・瘢痕所見

1.2 肋骨等の骨化像

2.1 下部の境界が滑らかで厚さが1cm未満の肺尖部胸膜肥厚像

2.2 片側または両側の肋骨横隔膜角部鈍化像(横隔膜上端水平線より下部の鈍化像)

2.3 肺内肉芽所見を認めない肺門部または縦隔部の石灰化結節陰影

重要性が高い所見(結核発病と関連性を疑う所見)

- 3.1 肺門部正常所見で孤立肉芽像(1cm未満)
- 3.2 肺門部リンパ節増大陰影を伴う孤立肉芽像(1cm未満)
- 3.3 単発または多発する辺縁明瞭な肺内(小)結節陰影
- 3.4 胸膜石灰化像
- 3.5 肋骨横隔膜角鈍化像(横隔膜上端水平線より上部の鈍化像)

活動性肺結核において見られる所見

- 4.0 明らかな肺尖部胸膜肥厚陰影(1cm以上の厚さを認め、下部境界が粗い)
- 4.1 肺尖部線維結節・線維石灰化陰影または肺尖部小石灰化陰影
- 4.2 多発または単発肺(小)結節陰影(非石灰化または境界不鮮明)
- 4.3 肺門部または縦隔部孤立腫瘤またはリンパ節腫大陰影(非石灰化)
- 4.4 1cm以上の単発または多発肺結節(腫瘤)陰影
- 4.5 非石灰化胸膜線維化(胸水を伴う場合と伴わない場合)
- 4.6 肺間質線維化・肺実質疾患・急性肺疾患等を疑う陰影
- 4.7 空洞陰影または活動性結核を疑う”柔らかな”陰影

その他重要性が高い所見(乳腺切除、骨病変等結核発病と関連のないものを含む)

5.0 _____

資料 D 喀痰採取の手順

実施準備

- 申請者の身元確認
- 剥がせないラベルを用いた喀痰容器に身元確認番号等の記載
- 対象者に対して喀痰採取法を説明する
- 使い捨て機材の適切な使用
- 医療廃棄物の安全な保管と廃棄

喀痰採取

- 採取量は検査に十分な量(目安として4 ml以上)であること。
- 採取日の早目の時間に採取する。
- 連日、各々少なくとも24時間の間をおいて必ず3つの検体を採取する。
- 健診医療機関が指定する検査室において、喀痰採取の指導を受けて採取する。喀痰収集には、スクリューキャップ付容器を使用する。
- 他者への感染が起こらない安全な環境下で喀痰を採取し、対象者自宅での採取は認めない。
- 対象者は、喀痰採取前に清浄水で口を注ぐ。採取された喀痰の性状と量とを調べ、唾液のみではないことを確認する。
- 喀痰容器回収後、唾液のみであることが確認された場合、検査に回さないで廃棄する場合がある。この場合、対象者は次の日に再度喀痰を提出しなければならない。
- 対象者は、3回ゆっくりと深呼吸を行い、4回目の深呼吸時に腹筋を使用して一気に咳をして喀痰を排出するようにする。
- 喀痰を採取する職員は、対象者が指示されたとおりに、胸式呼吸や喉からではなく腹式呼吸によって喀痰を排出しようとしているかを確認し、指示に従っていない場合や腹式呼吸ができない場合には、次の日に再度喀痰採取のために来るように指導する。
- 対象者は、鼻腔粘液を喀痰として提出してはいけない。
- 複数の喀痰検体をためて検査してはならない。

誘発および吸引痰

- 喀痰排出が困難な場合、超音波ネブライザーによる滅菌高張食塩水(3~6%食塩水)を用いる誘発および吸引痰採取法がある。この場合も3回収集が必要。3歳ほどまでの小児にもこの方法が利用できる。
- 胃液採取法は、全ての年齢層に適用可能であり、特に喀痰採取が困難な小児に適用することが可能。

採取後の喀痰の取り扱い

- 喀痰を採取する職員は、業務中は常に、N95マスクを装着し、手袋を使用する。
- 採取した喀痰を検査室に搬入する時には、喀痰はシールで覆うことが出来るふたがついている金属容器を使用する。喀痰採取後(4時間以内)に検査室に搬入するようにする。採取した喀痰が1時間以内で検査室に輸送できない場合には、喀痰を冷蔵保存する(冷凍はしない)。
- 採取した喀痰を他の場所にある検査室に搬入する場合には、保冷剤が入った運搬容器を使用して、すぐに運送する。
- 採取した喀痰はラックに入れ、内容物が漏れ出ないようにする。また、高温にさらされないようにする。喀痰検体は冷凍しない。

感染防御策

- 喀痰採取は換気の良い屋外で実施することが望ましい。その場所は、対象者のプライバシー保護のためにも、外部から見えないように整備すべきである。
- 喀痰採取待合室は、採取場所から離れたところに設置し、対象者が待っている間に喀痰採取法について理解できるように工夫する。
- 喀痰採取業務を担当している職員は、サージカルマスクではなく N95 マスクを装着し、検体を取り扱う時には適切な手袋を使用する。
- 屋内での喀痰採取は、1 時間あたり 12～18 回の換気が設定されている陰圧室内で行う。陰圧室内の換気状況は、毎日少なくとも 1 回は、ティッシュペーパーを入り口にかざして 45 度に傾いてなびくことで確認する。
- 喀痰採取場所の消毒には、フェノールまたはアルコールを用いる。
- 紫外線灯(波長 254nm)を用いて、喀痰採取場所の壁面・床面の殺菌を行うことも可能である。紫外線灯は毎週 1 回清掃が必要であり、業務終了後 1 時間点灯する。紫外線が届くように、喀痰採取場所には、可能な限り物を置かないように工夫する。紫外線灯の交換は、機材毎に指定された頻度で実施する。

喀痰検体の取り扱い

- 喀痰塗抹および培養検査を実施するにあたり、前処理として定型的集菌法を実施する。WHO ガイドライン又は各国の定めたガイドラインに準拠した前処理方法でもよい。
- 液体培地は 6 週間、固形培地は 8 週間、適切な条件で培養する。
- 喀痰培養検査は、液体培地と固形培地を併用して実施することが望ましい。液体培地か固形培地のいずれかのみを使用しても良いが、固形培地のみを使用する場合は、1 つの検体あたり 2 本の固形培地を使用しなければならない。
- 喀痰培養検査の液体培地と固形培地の組み合わせは、下記 3 通りのうちのいずれかが望ましい。
 - 全ての喀痰検体について、液体培地 1 本と固形培地 1 本とを実施する(合計液体培地 3 本 + 固形培地 3 本)。
 - 3 つの検体(1 番目・2 番目・3 番目)のうち、いずれかの 2 喀痰検体に液体培地 1 本ずつ、他の 1 つの喀痰検体に固形培地 2 本を実施する(合計液体培地 2 本 + 固形培地 2 本)。
 - 3 つの検体(1 番目・2 番目・3 番目)のうち、いずれかの 1 喀痰検体に液体培地 1 本、他の 2 つの喀痰検体に固形培地 2 本ずつを実施する(合計液体培地 1 本 + 固形培地 4 本)。
- 喀痰培養検査の液体培地と固形培地の組み合わせは、下記 2 通りのうちのいずれかでも可能である。
 - 全ての検体について固形培地 2 本ずつ実施する(合計固形培地 6 本)。
 - 全ての検体を液体培地 1 本ずつ実施する(合計液体培地 3 本)。

資料 E 同意書

日本入国前結核健診プログラム

申請者氏名:
生年月日(西暦):
受診医療機関住所:

申請者誓約事項:

私(申請者)は以下の事項について理解しました:

- 日本での中長期在留のための在留資格認定証明書交付申請又は査証申請の前に、問診・身体検査、胸部レントゲン撮影及び必要に応じて喀痰検査を含む活動性結核の健診を受けることを求められている。
- 胸部レントゲン撮影の結果が異常であった場合、個別カウンセリングと追加検査の手順についての説明を受ける。
- 胸部レントゲン撮影の結果が異常であり、新旧にかかわらず肺結核を示唆する所見がある場合、または活動性結核の疑いのある他の臨床的理由がある場合は、塗抹検査(または遺伝子検査(Xpert[®] MTB 及び TB-LAMP 等の WHO が推奨する結核菌核酸増幅試験。以下 WHO 推奨 NAATs))及び培養検査の為に3つの喀痰検体を提供する必要があること、及び培養検査の結果が判明するのに、最大 10 週間程度かかることを理解している。
- 喀痰検体が必要な場合は、胸部レントゲン撮影の実施日から7日以内に、連続する営業日3日間の各日に1回、計3回の喀痰採取をする必要がある。もし、7日以内に3回の喀痰を提出できなければ、結核非発病証明書を取得する機会を喪失する。
- 塗抹検査(または、遺伝子検査(WHO 推奨 NAATs))または、培養検査で結核菌の存在が確認された場合は結核治療の対象となり、結核の治療を実施する医療機関を受診する。健診医療機関は、結核接触者健診が必要となる可能性のある家族や近親者がいることを、結核治療を実施する医療機関に連絡する。健診医療機関は、結核の治療を実施する医療機関の受診及び治療に関わる費用は負担しない。
- 申請者は、結核健診や結核治療を受けることを拒否する権利を持っているが、そのような拒否が在留資格認定証明書交付申請 / 査証申請に悪影響を与えることを理解している。
- 申請者は身元確認のために、パスポートを提示すること。パスポートを所有していない場合は、その他の健診医の求める身分証明書を提示すること。
- 健診医が結核非発病証明書発行の最終決定権を有していること。

女性の申請者について

- 全ての女性の申請者は、妊娠している可能性を把握する為に、最後の月経期間について確認される。
- 妊娠の可能性がある場合には、次の対応が提案される。1)胸部レントゲン撮影及び証明書の取得を出産後まで延期する、2)保護シールドを使用して胸部レントゲン撮影を受ける。
- 胸部レントゲン撮影が胎児に悪影響を及ぼす可能性があること、またこの影響は妊娠第2・3期においてはごくわずかであることを理解している。
- したがって、胸部レントゲン撮影を行う前に、健診医または婦人科医師のカウンセリングを受けて、その危険性について理解することを推奨されている。
- 胸部レントゲン撮影を行う場合は、自己責任として受診することを理解している。

私(申請者)は:

- 結核健診を受けることに同意する。
- 健診記録や胸部レントゲン写真を含む、結核健診の過程(身元確認及び同意の取得を含む)において収集されたすべて個人情報を、健診医療機関と検査機関が保存することを許可する。
- 健診医療機関が、収集された個人情報及び結核健診に関する情報を、日本政府と共有することを許可する。
- 現居住国の法律に基づき、結核健診結果について保健当局と共有することを許可する。
- 結核健診の過程(身元確認及び同意の取得を含む)において生じた、いかなる損失、傷害またはその他の有害事象に対する日本政府の責任を免責する。

私は、本同意書を読み、または翻訳してもらい、不明な点について質問の機会が与えられました。
これにより、私は申請者誓約事項の内容を理解し、誓約事項に同意します。

申請者署名：

日付：

申請者氏名：

申請者が、未成年者または判断能力を喪失し同意能力を持たない者の場合：私は申請者の親または法的保護者として、誓約事項への同意を代諾します。

申請者が、身体的に同意書に署名することが出来ない場合：申請者は口頭または他の非言語的手段により誓約事項への同意の意思を示し、私は独立した証人としてこれを確認します。

代諾者署名：

日付：

代諾者氏名及び申請者との関係：

通訳者の声明(必要な場合)：私は、本同意書の内容を申請者の為に、最大限の能力と申請者が理解できる方法で翻訳しました。

通訳者署名：

日付：

通訳者氏名：

申請者が、妊娠の可能性のある場合：私は、妊娠中の胸部レントゲン線検査に伴う胎児への悪影響について説明を受け、自らの意思で受診をします。

申請者署名：

日付：

申請者氏名：

医師の声明（必要な場合）：私は、本同意書の内容を申請者に説明し、申請者が健診を拒否したことを証明します。

医師署名：

日付：

医師氏名：

資料 F 健診記録

医療記録、症状スクリーニング、結核患者との接触歴、及び身体検査所見（全申請者対象）

問診

（既往歴・接触歴等）

- 以前に結核と診断されたことはありますか？
- 過去 2 年間に家族内で結核と診断された人はいますか？
- 最近、活動性肺結核を持つ人と接触したことはありますか？（家庭、密閉された同じ空間、またはその他の囲まれた環境を長期間（数日または数週間）共有していたなど）
- 免疫不全（HIV 感染、慢性腎不全、悪性腫瘍等）にかかっている又はかかっていたことはありますか？免疫抑制剤（副腎皮質ステロイド、抗がん剤、抗リウマチ薬等）を服用していたことはありますか？

（症状スクリーニング）

- 過去 3 ヶ月間に次のような症状がありましたか：
 - 咳
 - 痰
 - 喀血
 - 就寝時発汗
 - 体重減少
 - 発熱

身体検査所見

- 胸部聴診（呼吸音）
- 頸部視診・触診（頸部リンパ節）
- その他（医師の裁量による）

医師の署名：

日付：

医師氏名：

資料 G 紹介状:活動性結核が疑われる在留資格・査証申請者

拝啓

担当者様宛

申請者氏名:	
生年月日(西暦):	性別:男・女
医療機関住所:	

上記申請者は、日本での中長期在留のための在留資格認定証明書交付申請 / 査証申請手続きの一部として結核健診を受診し、その結果次の所見を確認したので御連絡いたします。

活動性結核の可能性のある胸部レントゲン所見

喀痰塗抹(または、遺伝子検査(WHO 推奨 NAATs))検査陽性

喀痰培養検査結核菌陽性

その他の所見()

下記について、国家結核対策及び WHO ガイドラインに従い、必要な対処を実施してください。

患者フォロー及び追加検査の必要性

接触者健診の必要性

結核診断のための追加検査の必要性

結核治療開始の必要性

活動性結核と診断した場合、及びその後結核の治療を完了した場合は、診断時には診断報告書(資料 la)を、治療完了時には結核治療終了報告書(資料 lb)をそれぞれ健診医療機関に提供してください。

診断報告書に記載する事項(資料 la):

診断結果、関連する検査結果、治療開始日(予定でも可)、治療内容(予定でも可)、その他必要事項。

結核治療終了報告書に記載する情報(資料 lb):

結核診断結果、治療レジユメ(薬剤、用量、治療期間)、合併症、服薬状況、関連する検査結果、治療成績、推奨事項、その他必要事項。

活動性結核ではないと診断した場合は、次の情報を記載した診断報告書(資料 la)を健診医療機関に提供してください。

診断報告書に記載する事項(資料 la):

診断結果、関連する検査結果、活動性結核ではないと診断した根拠(実施した検査とその結果を含む)

これらの情報は、将来の在留資格認定証明書交付申請 / 査証申請に必要となります。
どうぞよろしくお願いします。

御協力頂き有難うございました。

健診医療機関名:

健診医サイン:

健診医名:

紹介年月日: / /

敬具

資料 H 結核非発病証明書

JAPAN Pre-Entry Tuberculosis (TB) Screening Clearance Certificate



Certificate No. : (証明書番号)	_____	Application Date : (dd/mm/yyyy) (申請年月日)	_____ / _____ / _____	Family Name*1 : (姓)	_____
First Name(s)*1 : (名)	_____	Middle Name(s)*1 : (ミドルネーム)	_____		
Date of Birth : (dd/mm/yyyy) (生年月日)	_____ / _____ / _____	Gender : (性)	Male (男) Female (女) Others (その他)		
Passport No. : (パスポート番号)	_____	Nationality : (国籍)	_____	Country of Issue: (パスポート発行国)	_____
Passport Expiration Date : (dd/mm/yyyy) (パスポート有効期限)	_____ / _____ / _____	Age (at the date of application) : (申請日における年齢)	_____		

*1 As shown in passport
(パスポートに記載のとおり)

Contact history (Yes No) (接触歴)	Chest X-ray findings (Positive Negative) (胸部レントゲン)	Date of chest X-ray (dd/mm/yyyy) (撮影年月日)	_____ / _____ / _____
Past history (Yes No) (既往歴)	Sputum test (Positive Negative) (喀痰検査)	Name of radiologist : (放射線科医の氏名)	_____
Symptoms/signs (Yes No) (症状・兆候)	*Test of past TB infection (Tuberculin Skin Test (TST) Interferon- Release Assay (IGRA)) (結核既感染の検査)	*Report of diagnosis (Yes No) (診断報告書の有無)	_____
	*Latent TB Infection (Yes No) (潜在性結核感染)	*Report of completion of active TB treatment (Yes No) (結核治療終了報告書の有無)	_____

* For required applicants only

I certify that all above statements regarding to the applicant are true. (申請者に関する上記全項目が真実であることを証明します。)

I certify that the applicant is clear of active TB. (申請者が活動性結核ではないことを証明します。)

Name of Panel Clinic :
(指定医療機関名) _____

Date (dd/mm/yyyy) :
(年月日) _____

Panel Clinic No. :
(指定医療機関番号) _____

Signature :
(署名) _____

Name of Physician :
(医師の氏名) _____

This Certificate is valid until _____ (dd/mm/yyyy).
(証明書の有効期限)

資料 Ia 診断報告書

The report of the diagnosis of the following patient introduced is as follows.

Date (/ /)

Name		Gender	Date of Birth (dd/mm/yyyy)		Address				
		Male Female Others							
Contact Number			Panel Clinic No.			Passport No.			
Diagnosis								Date of Diagnosis (dd/mm/yyyy)	
Pulmonary TB · extrapulmonary TB (site:) · other diagnosis (other than TB) ()									
Previous history of TB					Complication(s)				
Yes (When,) · No · Unknown					Diabetes mellitus · HIV infection · Others ()				
Microbiology test results at the diagnosis	() sputum smear		() Xpert MTB/RIF () Xpert MTB/RIF Ultra () TB-LAMP		Sputum culture		Species	Other bacteriology test results ()	
	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		TB · Undetermined · Others ()	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()	
CXR findings	Cavitation: Yes · No · Unknown · Not done Other findings ()				The latest CXR date (dd/mm/yyyy)				
Treatment start date (dd/mm/yyyy)				Multidrug resistance				Yes · No · Unknown	
Drugs for treatment	INH	RFP	EB	PZA	SM	Other ()	Other ()	Other ()	Other ()
Drug Susceptibility*	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown
Daily Dose	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
Notes									
Name of Physician	Signature	Name of Panel Clinic or Treatment Facility / Contact Information (Address / FAX / Email, etc.)							

* S: sensitive, R: resistant

資料 Ib 結核治療終了報告書

The report of TB treatment completion of the patient introduced is as follows.

Name		Gender	Date of Birth (dd/mm/yyyy)	Address					
		Male Female Others							
Contact Number			Panel Clinic No.			Passport No.			
Diagnosis							Date of Diagnosis (dd/mm/yyyy)		
Pulmonary TB · extrapulmonary TB (site:)									
· other diagnosis (other than TB) ()									
Previous history of TB				Complication					
Yes (When,) · No · Unknown				Diabetes mellitus · HIV infection · Others ()					
Microbiology test results	() sputum smear	() Xpert MTB/RIF () Xpert MTB/RIF Ultra () TB-LAMP	Sputum culture	Species	Other bacteriology test results ()				
At the diagnosis	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()	TB · Undetermined · Others ()	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
1 month after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
2 months after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
3 months after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
4 months after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
5 months after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
6 months after	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
	Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()		Positive · Negative · Unknown · Not done · Others ()				
CXR findings	Cavitation: Yes · No · Unknown · Not done Other findings ()			The latest CXR date (dd/mm/yyyy)					
Treatment start date (dd/mm/yyyy)	Treatment completion date (dd/mm/yyyy)		Treatment duration () months				Multidrug resistance Yes · No · Unknown		
Drugs for treatment	INH	RFP	EB	PZA	SM	Other ()	Other ()	Other ()	Other ()
Drug Susceptibility	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown	S · R · Unknown
At the diagnosis	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
1 month after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
2 months after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
3 months after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
4 months after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
5 months after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
6 months after	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg	mg
Treatment Outcome	Cured · Tx completion · Deceased · Tx failure · Interrupted · Other ()								
Notes									
Name of Physician	Signature	Name of Panel Clinic or Treatment Facility / Contact Information (Address / FAX / Email, etc)							